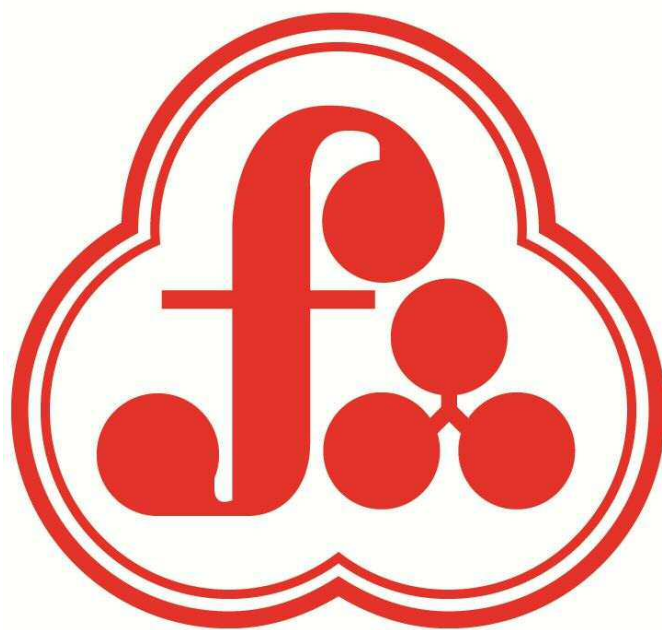


J A 福光の現況

(平成25年度福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（平成25年度）	2
4. 事業活動のトピックス	3
5. 農業振興活動と地域貢献情報	4
6. リスク管理の状況	8
7. 自己資本の状況	16
8. 主な事業の内容	17

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	30
2. 損益計算書	31
3. キャッシュ・フロー計算書	32
4. 注記表	33
5. 剰余金処分計算書	56
6. 部門別損益計算書	57
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	59

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	60
2. 利益総括表	61
3. 資金運用収支の内訳	61
4. 受取・支払利息の増減額	61

III 事業の概況

1. 信用事業

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	62
② 定期貯金残高	62

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	62
② 貸出金の金利条件別内訳残高	62
③ 貸出金の担保別内訳残高	63
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	63
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	63
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	63
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	64
⑧ リスク管理債権の状況	65

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	65
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	65
○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係	66
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	67
⑫ 貸出金償却の額	67
(3) 内国為替取扱実績	67
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	67
② 商品有価証券種類別平均残高	67
③ 有価証券残存期間別残高	68
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	68
② 金銭の信託の時価情報等	68
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	68
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	69
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	69
(3) 年金共済の年金保有高	69
(4) 短期共済新契約高	69
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	70
(2) 受託販売品取扱実績	70
4. 指導事業	70

IV 経営諸指標

1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	72
2. 自己資本の充実度に関する事項	73
3. 信用リスクに関する事項	74
4. 信用リスク削減手法に関する事項	77
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	79
8. 金利リスクに関する事項	80

【JAの概要】

1. 機構図	82
2. 役員一覧	83

3. 組合員数	83
4. 組合員組織の状況	84
5. 特定信用事業代理業者の状況	84
6. 地区一覧	84
7. 店舗等のご案内	85
法定開示（組合単体）項目掲載ページ一覧	86

（注）本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

我が国の経済は、大震災の復興の加速とデフレからの早期脱却で経済再生の実現を図り、アメリカの金融緩和の縮小や中国経済の先行き等、不確実性はあるものの内需が好調に推移していること等から、景気は緩やかに回復していると思われます。反面、消費税引き上げによる駆け込み需要等個人消費が増加しているものの、一時的に景気が冷え込むことも心配されます。

農業をめぐる情勢は、T P P の 2 月閣僚会合以来、日米 2 国間協議が中心で全体的に状況が掴みにくく、目に見えない動きが不気味であり予断を許さない極めて厳しい情勢が続くことと思われます。また、政府は新たな農業・農村政策をスタートさせ、農地の中間管理機構・日本型直接支払の創設、経営安定対策の見直し等改革を行いました。我々としては農業者が安心して営農を継続出来るよう政府・与党に強く働きかけを行ってまいりました。また主食用米が余り、26 年産米の生産数量目標を 26 万トン削減されても、なお 35 万トン程度の過剰数量が解消されない状況であります。一方、都市と農村との格差はますます拡大しており、組合員や地域の暮らしを守るため、福光農協らしい総合力を発揮して、地域再生に努力しなくてはならないと存じます。

農協経営の情勢としては、1 つに正組合員の高齢化・後継者の減少、2 つには青年部・女性部の構成員微減、3 つには規制改革会議等での「農業改革」「農協改革」に関する意見発表などの問題があります。少子高齢化は基盤強化の観点から、農協組織のみならず地域全体の問題として真剣に向き合い、組織拡大と強化を図るべきであります。また、新たな集落営農の組織化や営農組合の統合推進で他に先駆けた地域農業振興を実践し、安心して営農を継続できる福光農業を目指します。また、我々自身が積極的な改革への意欲と取組みを実施すべきことはもとより、近未来を見据えた改革と実践の方向を示す必要があると思います。

今日もなお力強く前進する皆さまの福光農協は、協同活動強化運動を農業協同組合の原点とし皆さまと一体となって取り組むことが最重要であります。

この冊子は皆さまのお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、平成 25 年度の事業実績等を「J A 福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

今後とも皆さまにより一層信頼される農協となるよう役職員全員で努めていきますので、一段のご利用、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします。

福 光 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 齋 田 一 除

1. 経営方針

当ＪＡは「信用第一」「相互の信頼感」「創意工夫」を信条に、協同の精神を基本として「地域水田農業ビジョン」実践に基づく「担い手づくり対策」、「経済事業改革」、「経営改善と機能発揮」について組織を挙げて取り組んでいます。

これからも組合員・地域の皆さまに満足いただける農協事業サービスを提供します。

そのために、さらに効率的な業務遂行と健全経営の確保を図り、人材の育成と一層の自己資本の充実・財務の健全化に努め、強靱な経営体質を構築して第１３次３か年運動の２年目として「次代へつなぐ協同」「ＪＡ福光らしい組織運動の展開」のもと、下記の３本柱により安心して暮らせる地域社会を目指してまいります。

★ 地域資源の未来への創造

- Ⅰ．農業・農村を支える多様な担い手づくりの実践
- Ⅱ．地域農業を支えるものづくりの実践
- Ⅲ．「安全・安心・信頼」される福光農業ネットワークの創造

★ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現にむけて

- Ⅰ．地域のライフラインを支えるＪＡとしての総合機能の実践
- Ⅱ．「安全・安心な暮らしの実現」に向けた協同活動の実践
- Ⅲ．地域コミュニティの活性化に向けたＪＡ地域くらしの実践

★ 次代と共に存立する「地域に根ざした協同組合」を目指して

- Ⅰ．ＪＡ福光らしい安全・安心な経営基盤戦略の実践
- Ⅱ．ＪＡの経営を支える健全性の維持・向上

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事会には、組合員の各層の意思反映を行うため青年部・女性部から参与として出席いただいています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第３０条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



3. 事業の概況（平成25年度）

◇ 全体的な概況

農業・農協を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営基盤の健全性確保を図りつつ継続的な発展を続けるため、農協法、JAバンク法に基づく金融共済店舗の一元化を平成19年5月に実施し、組合員・地域の皆さまのお宅へ出向く体制を強化してきました。

また、協同活動強化第13次3か年運動の初年度として「次代へつなぐ協同」、「JA福光らしい組織運動の展開」のもと、その実践に取り組んでまいりました。

◇ 信用事業

（1）貯金

キャッシュカードとクレジットカード（JAカード）が一枚になった一体型カードのシェアアップに引き続き取り組みました。コンビニATMでの一定の時間帯の手数料無料化により、利便性が向上しました。

（2）貸出金

中小企業等金融円滑化に基づく相談業務に取り組んだほか、休日ローン相談会（25年度11回）の実施により多くの相談者にご来店いただき、農業関係資金や住宅ローン、マイカーローン等の融資を行いました。

（3）資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中央金庫への預金を中心とした運用を行いました。

◇ 共済事業

「3Q訪問プロジェクト」の取り組みにより、長期共済等の加入者満足の高揚に努めました。また「共済事故相談センター」の機能発揮により、共済加入者の満足とサービスの充実を図りました。

◇ 購買事業

購買品の予約率の向上に努めるとともに、アグリ配送センターによる営農・生活資材配送の一元化でコスト削減を図りました。また、「食の安全・安心」をめざした「エコーマーク品」については、女性部を中心に共同購入を行い、サンキューフレッサ店・う米蔵でも拡販を図りました。

◇ 販売事業

安全・安心を前提として、消費・市場動向を的確に把握し、生産履歴（トレーサビリティ）の記帳に加え、GAP（農業生産工程管理）にも取り組み、一体的な販売流通に取り組みました。また、米穀保管管理システムを導入し、糶摺り調整から倉庫管理・出庫までを電子システムにより管理できるようにしました。

◇ その他事業

介護事業として訪問介護、居宅介護支援と通所介護を実施しているほか、農地利用集積円滑化事業、簡易郵便局事業、旅行事業を行っています。

4. 事業活動のトピックス

◇ 組合員増強3か年運動の実施

組合員増強3か年運動を実施し、新規組合員 219 名の加入を頂き組織基盤の強化を図りました。

◇ カントリーエレベーターの再編工事

カントリーエレベーターの老朽化に伴い、穀類乾燥調製貯蔵施設の集排塵施設を国・県・市の補助を得て整備し、周辺環境改善に努めました。

◇ 謝恩旅行企画の実施

J A福光独自企画「郷ひろみコンサートとマジック・落語・歌劇と鑑賞三昧の旅」にたくさんの参加を頂きました。

◇ 平成25年度における事業の経過

平成25年	3月14日	第15回臨時総代会
		J A青年部代議員会
	15日	J A女性部代議員会
5月	9日	穀類乾燥調製貯蔵施設整備工事安全祈願祭
	15日	総代連絡協議会
	20～23日	第48回通常総代会事前説明会
	25日	第48回通常総代会
6月	5日	年金友の会連絡協議会
	8日	第15回農協長杯ペタンク大会
	13日	共済友の会連絡協議会
7月	21日	宇佐八幡宮五穀豊穰祈願祭
	26日	ライスコンビナート 運営委員会
	31～8月2日	夏期産米改良座談会
	2～3日	企画旅行「郷ひろみと 和倉温泉あへの風2日間」
	13日	穀類乾燥調製貯蔵 施設整備工事竣工式
10月	17日	年金友の会会員の集い「爆笑バラエティーショー」
	19日	第23回みのり会ゴルフコンペ
	26～27日	J A福光女性部大会・家の光愛読者のつどい
	27日	第29回農協長杯ゲートボール大会
12月	20日	協同活動強化運営審議委員会全体会議
	25日	地区代表者会議
平成26年	1月21～24日	地区センター協同活動推進協議会
	2月2日	南砺うまい米づくり推進大会
	6日	青年部女性部合同活動推進大会



5. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、南砺市（平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳（トレーサビリティ）及び農業生産工程管理（GAP）記帳運動
- ・農薬の適正使用の啓蒙強化

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・安全・安心な農産物の生産指導
- ・学校給食への食材提供による地産地消の推進
- ・小学生への農業体験（キッズクラブ）による食農教育の推進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、64,151百万円（うち定期積金の残高は1,484百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	57,537 百万円
そ の 他	6,614 百万円
合 計	64,151 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、5,064百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	3,172 百万円
地 方 公 共 団 体	841 百万円
そ の 他	1,051 百万円
合 計	5,064 百万円

（２）制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①ＪＡ等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの３タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（１）文化的・社会的貢献に関する事項

◎地域で採れた食材の学校給食への供給

春はアスパラガスやキャベツを、夏には馬鈴薯・玉ねぎ、秋にはキャベツ・ブロッコリーや甘藷等を中心に、管内の小学校に食材として提供しています

◎各種文化教室

女性部員を対象に、生活文化の向上を図ることを目的として、環境（ｅｃｏ）問題から、料理、健康等について勉強会や趣味の活動を行っています。

◎キッズクラブ

小学校２年生から６年生を対象に、年間を通じて水稻、野菜等の植付・管理・収穫を体験することにより、食農教育の推進に努めています。



◎ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や各地区毎に「そくさい会（ミニ宅老所）」の開催等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

◎スポーツ大会の開催

年１回組合員及びその家族を対象として、ペタンク大会、ゲートボール大会、ゴルフコンペを開催し、心身の健康づくりに貢献しています。



(2) 利用者ネットワーク化への取り組みとして、次の会を組織し活動を深めています。

◎年金友の会

地区センター毎に会員のための親睦会を開催しています。また、会員の誕生日にはお花をプレゼントしています。



◎共済友の会

地区センター毎に会員のための親睦会を開催しています。

◎旅行友の会

地区センター旅行友の会を核として国内や海外の旅行を企画実施しています。

(3) 情報提供活動

◎農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は、農政や農業技術及び地域にあった出来事等の情報を組合員の皆さまにお知らせしています。

加えて、組合員からの意見などを掲載させて頂いております。



◎ホームページでの情報伝達・PR

ホームページアドレス <http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレス jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp



◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを4人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応えることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門が連携して農業融資・資金提供を行い、また、担い手金融リダーを配置し、農林中央金庫や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 地域への貢献

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

6. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資課を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、管理室審査課において取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」

を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等受付窓口を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融業務課（電話：0763-52-1331（月～金 午前9時～午後5時））

・共済事業

共済課（電話：0763-52-1332（月～金 午前9時～午後5時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県 J Aバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・ 共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福光農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネーロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用と法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

福光農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

福光農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努

めます。

- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 金融共済部融資課に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5条に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明

し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当 J A では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当 J A の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当 J A は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室 電話：0763-52-1335（月～金 午前9時～午後5時）

◇ 内部監査体制等

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は全部署を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施して

います。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
H25.4/12～16	平成24年度決算監査	8	10	18
H25.5/10	H22.23年産加工用米共同計算に係る内部監査		2	2
H25.8/28	上半期末購買品棚卸実査	4	4	8
H25.9/25	資産自己査定結果(H25.8月末)に係る内部監査		1	1
H25.10/11～18	上半期末監事監査・第1回内部監査	11	12	23
H25.12/3～4	第2回内部監査(無通告監査)		6	6
H26.1/27～28	第3・四半期末監事監査・第3回内部監査	8	16	24
H26.2/19	H23.24年産出荷契約米農協直売の共同計算に係る内部監査		2	2
H26.2/26～28	期末購買品棚卸実査	4	5	9
H26.2/28	定期積金外部確認内部監査		1	1
監査延べ人数		35	59	94

7. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成２６年２月末における自己資本比率は、17.65%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 999 百万円（前年度 1,001 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中央金庫という２段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌２０ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌２１ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中央金庫の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌２２ページから２７ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初か

ら生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車など各種共済による生活総合保障を展開しています。主な共済商品については、本誌 28 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

生産購買では年間購買体制の徹底と営農指導・販売事業と連携した生産資材の安定供給を、生活購買では J A らしい組織購買の展開と販売促進、自動車燃料ではきめ細やかなサービスと整備の徹底に心がけています。

◇ 営農販売事業

玄米換算 13.5 万俵のライスコンビナート施設（カントリーエレベーター）を核とし、生産履歴の情報を開示しながら、安全安心な福光米を安定的に供給するよう努力しています。

◇ 指導事業

営農指導では各地区担当の営農指導員を置き、高品質・良食味・安全安心な農産物の生産を柱に、環境保全、後継者の育成、低コスト生産などを推進しています。

生活指導では活力ある組織づくりを中心に、健康な体づくり、安全な暮らしづくり、子供の健全育成、女性の地位向上などを進めています。

〔その他の事業〕

◇ 介護事業

訪問介護事業、居宅介護支援事業と合わせて、デイサービス（通所介護事業）を実施し、高齢者の生活支援に努めています。

◇ 農用地利用事業

農地利用集積円滑化事業により、農地の受委託仲介による農地集積を進めています。

◇ 簡易郵便局

中山間地における郵便事業の利便性を提供しています。

◇ 旅行事業

国内・海外の旅行を提供し、組合員や利用者の皆さまの娯楽とリフレッシュに貢献しています。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【主な貯金商品】

種 類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
総 合 口 座	普通貯金・定期積金・定期貯金が一冊の通帳にセットできます。この口座は給与・年金などの自動受け取り、公共料金・税金・家賃などの自動支払いに便利です。さらに、キャッシュカードをご利用になると全国どこのＪＡでも現金の引き出し、預け入れができます。また、全国の都銀・地銀・信金・信組などのキャッシュサービスがご利用いただけます。そして、必要なときには、セットされた定期貯金と定期積金の残高合計の９０％以内、最高３００万円まで自動融資がうけられます。	定めなし	１円以上
普 通 貯 金	出し入れ自由。年金・給与などの自動受け取りや公共料金・クレジットカードなどの自動支払いができます。	定めなし	１円以上
貯 蓄 貯 金	使い道などが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金。利率は普通貯金より有利です。	定めなし	１円以上
当 座 貯 金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	定めなし	１円以上
通 知 貯 金	ごく短期間の運用に便利です。	定めなし (据置７日以上)	５万円以上
納 税 準 備 貯 金	貯金者の皆さまの租税納付にお使い下さい。	定めなし	１円以上
ス ー パ ー 定 期 貯 金	お預け期間は１ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられます。	１ヵ月以上 １０年以内	１円以上
大 口 定 期 貯 金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	１ヵ月以上 １０年以内	１,０００万円 以上
期 日 指 定 金 定 期 貯 金	お預け期間が最長３年間、据置期間１年経過後、自由に満期を指定できます。１年複利のお得な貯金です。	最長３年	１円以上 (ただし通帳式 は１万円以上)
変 動 金 利 型 定 期 貯 金	金利情勢に応じて途中で金利が変動します。マネープランの幅が広がります。	３年	１００円 以上
定 期 積 金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	６ヵ月以上 １０年以内	１,０００円 以上
一 般 財 形 貯 金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、３年経過すればいつでもお引出しできます。	３年以上	１,０００円 以上
財 形 住 宅 貯 金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されたいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わせて５５０万円まで非課税の特典が受けられます。	５年以上	１,０００円 以上
財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在職中に積立を行い、６０歳以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて５５０万円まで非課税の特典が受けられます。	５年以上	１,０００円 以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容	ご融資期間 (返済期間)	ご融資金額 (限度額)
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。	3～35年	5,000万円
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。	1～10年6ヶ月	500万円
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。	6ヶ月～7年	500万円
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。	13年6ヶ月以内	500万円
フリーローン	電化製品やブライダル等、生活に必要な一切の資金です。	6ヶ月～5年	300万円
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。	1年	50万円
農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、及び他金融機関の農機具ローンのお借換資金。パイプハウス等資材、建設費用。格納庫建設資金。	1～10年	1,800万円
アグリマイティー資金	農業生産に直結する設備資金・運転資金。農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。	長期：10年 短期：1年以内	個人：5,000万円 個人以外：2億円
営農ローン	営農に必要な一切の資金。	1年	300万円
アグリエース	農業経営に必要となる一切の運転資金。	1年	個人：1,000万円 法人団体：2,000万円

※ その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当農協のATMをはじめ、全国の提携金融機関やコンビニ、ゆうちょ銀行のATMでご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立て下さい。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当農協のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（平成26年5月末現在）には、消費税等（8%）が含まれています。

○内国為替の取扱手数料

窓口受付

			店頭表示(員外)	組合員様のご依頼のもの	
				系統機関宛	他金融機関宛
振込手数料	電信扱い	1万円未満	432円	216円	432円
		1万円以上 3万円未満	540円	324円	540円
		3万円以上	756円	540円	756円
	文書扱い	1万円未満	324円	108円	324円
		1万円以上 3万円未満	432円	216円	432円
		3万円以上	648円	432円	648円
送金手数料	普通扱い	1件につき	648円		
	電信扱い	1件につき	864円		
代金取立 手数料	普通扱い	1通につき	648円		
	至急扱い	1通につき	864円		
・送金、振込の組戻し料		1通につき	648円		
・取立手形組戻し料		1通につき	648円		
・取立手形店頭呈示料		1通につき	648円 ※648円を超える経費を要する場合はその実費を 申し受けます。		
・不渡手形返却料		1通につき	648円		
・離島回金料			不 要		

自動化機器(ATM)

振込手数料	当農協内	金額に限らず	無 料
	県内他農協あて	3万円未満	108円
		3万円以上	216円
	県外農協あて	3万円未満	108円
		3万円以上	324円
	他行あて	3万円未満	216円
		3万円以上	432円

JA ネットバンクサービス

サービス利用月額			無 料
振込 手数料	当農協内	金額に限らず	無 料
	県内他農協宛	1万円未満	無 料
		1万円以上 3万円未満	無 料
		3万円以上	無 料
	県外農協宛	1万円未満	108円
		1万円以上 3万円未満	216円
		3万円以上	324円
	他金融機関宛	1万円未満	216円
		1万円以上 3万円未満	270円
		3万円以上	432円

○貯金ネットサービス顧客手数料

	取扱日	取引種類	取扱時間	顧客手数料
県内ネット	平 日	受入取引	8:00 ～ 21:00	無 料
		支払取引	8:00 ～ 21:00	
	土曜日	受入取引	8:45 ～ 17:00	
		支払取引	8:45 ～ 17:00	
	日曜・祝日	受入取引	8:45 ～ 17:00	
		支払取引	8:45 ～ 17:00	
	年末休日	受入取引	8:45 ～ 17:00	
		支払取引	8:45 ～ 17:00	
全国ネット	平 日	受入取引	8:00 ～ 21:00	無 料
		支払取引	8:00 ～ 21:00	
	土曜日	受入取引	9:00 ～ 17:00	
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
	日曜・祝日	受入取引	9:00 ～ 17:00	
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
	年末休日	受入取引	9:00 ～ 17:00	
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
業態間ネット	平 日	支払取引	8:00 ～ 8:45	216円
			8:45 ～ 18:00	108円
			18:00 ～ 21:00	216円
	土曜日		9:00 ～ 14:00	108円
			14:00 ～ 17:00	216円
	日曜・祝日		9:00 ～ 17:00	216円
			年末休日	9:00 ～ 17:00
三菱東京UFJ提携	平 日	支払取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
	土曜日		9:00 ～ 14:00	108円
			14:00 ～ 17:00	
	日曜・祝日		9:00 ～ 17:00	108円
			年末休日	9:00 ～ 17:00
ゆうちょ提携	平 日	受入取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
		支払取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
	土曜日	受入取引	9:00 ～ 14:00	108円
			14:00 ～ 17:00	
		支払取引	9:00 ～ 14:00	108円
			14:00 ～ 17:00	
	日曜・祝日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
	年末休日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 17:00	

○貯金ネットサービス顧客手数料

	取扱日	取引種類	取扱時間	顧客手数料
セブン銀行提携	平 日	受入取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
		支払取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
	土曜日	受入取引	9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 17:00	108円
	日曜・祝日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
年末休日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円	
	支払取引	9:00 ～ 17:00		
コンビニ提携 イーネットLANS	平 日	受入取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
		支払取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
	土曜日	受入取引	9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 17:00	108円
	日曜・祝日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
	年末休日	受入取引	9:00 ～ 17:00	108円
		支払取引	9:00 ～ 17:00	
農漁協ネット	平 日	支払取引	8:00 ～ 8:45	無 料
			8:45 ～ 18:00	
			18:00 ～ 21:00	
	土曜日		9:00 ～ 14:00	
			14:00 ～ 17:00	
	日曜・祝日		9:00 ～ 17:00	
			年末休日	
キャッシング	平 日	支払取引	8:00 ～ 8:45	108円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	108円
	土曜日		9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 17:00	108円
	日曜・祝日		9:00 ～ 17:00	108円
			年末休日	9:00 ～ 17:00

※他の金融機関と共同設置の現金自動預入払出機を利用した場合は、幹事金融機関の定めによる

○その他の手数料

ICキャッシュカード発行	1枚につき	無 料
上記カード 更新手数料	1枚につき	無 料 ※平成 22 年 3 月 30 日以降にお申込みいただいたものは更新がありません。
一体型カード発行	1枚につき	無 料
上記カード 更新手数料	1枚につき	無 料
キャッシュカード再発行 (磁気カード⇒ICカード)	1枚につき	無 料
キャッシュカード再発行 (ICカード⇒一体型カード)	1枚につき	無 料
キャッシュカード再発行 (ICカード⇒ICカード)	1枚につき	1, 080円
キャッシュカード再発行 (一体型⇒一体型)	1枚につき	1, 080円 ※別途UFJニコス所定手数料をご負担いただきます。
残高証明書発行	1通につき	324円
通帳・証書・カード再発行	1件につき	540円
暗証番号照会	1件につき	324円
取引履歴明細票発行	1枚につき	108円
定額自動送金サービス (店内のみ)	1回につき	無 料
定額自動送金サービス (他行)	1回につき	年間基本料648円を振込回数で割った金額が毎回の 為替手数料にプラスされます。 毎月支払なら 648円÷12月＝54円 隔月支払なら 648円÷6月＝108円 ※別途、為替手数料を申し受けます。
自動集金サービス (店内のみ)	引落とし 1件につき	54円 ※手数料は受取者負担と払出者負担のどちらかを選択 できます。
国債等保護預り口座管理	月額	108円
個人向け国債口座管理	月額	108円
約束・為替手形用紙代	1冊(50枚)	540円
小切手用紙代	1冊(50枚)	540円
自己宛小切手	1枚につき	無 料
硬貨両替	301枚以上	216円

【キャッシュサービス一覧】

設置場所	所在地	稼働時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝祭日
金融共済部金融本店	南砺市荒木 5318	8:45～19:00	8:45～17:00	8:45～17:00
う米蔵	南砺市天神 241	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
セルフSS	南砺市遊部 770	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
福光地区センター	南砺市福光 6722	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
福光行政センター前	南砺市荒木 1550	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
サンキューフレッサ店	南砺市荒木 5418	8:45～20:00	8:45～17:00	8:45～17:00

【主な共済商品一覧】

○ 主な長期共済(共済期間が5年以上の契約)

種 類	内 容
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは祝金を受け取れます。
介護共済	被共済者が要介護状態となったときの保障を一生涯確保するための共済で、公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき又は、重度要介護状態になったときに共済金をお受け取りいただけます。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

○ 主な短期共済(共済期間が5年未満の契約)

種 類	内 容
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための損害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 信用事業資産	62,184,187	63,207,346	1. 信用事業負債	63,430,406	64,362,646
(1) 現金	133,049	125,665	(1) 貯金	63,207,162	64,151,956
(2) 預金	50,654,695	51,092,110	(2) 借入金	51,335	41,604
系統預金	50,654,633	51,092,011	(3) その他の信用事業負債	169,038	166,215
系統外預金	62	99	未払費用	49,351	40,197
(3) 有価証券	5,953,011	6,612,116	その他の負債	119,687	126,018
国債	3,994,548	4,774,259	(4) 債務保証	2,871	2,871
地方債	1,652,432	1,535,947	2. 共済事業負債	225,611	236,837
政府保証債	306,031	301,910	(1) 共済借入金	23,690	21,155
(4) 貸出金	5,148,874	5,064,821	(2) 共済資金	74,614	95,668
(5) その他の信用事業資産	379,184	380,750	(3) 共済未払利息	391	288
未収収益	371,477	372,099	(4) 未経過共済付加収入	126,160	118,821
その他の資産	7,707	8,651	(5) その他の共済事業負債	756	905
(6) 債務保証見返	2,871	2,871	3. 経済事業負債	396,660	467,909
(7) 貸倒引当金	△ 87,497	△ 70,987	(1) 経済事業未払金	242,186	328,374
2. 共済事業資産	24,317	21,713	(2) 経済受託債務	149,745	132,680
(1) 共済貸付金	23,690	21,155	(3) その他の経済事業負債	4,729	6,855
(2) 共済未収利息	391	288	4. 設備借入金	403,468	393,972
(3) その他の共済事業資産	238	271	5. 雑負債	191,003	150,406
(4) 貸倒引当金	△ 2	△ 1	(1) 未払法人税等	54,040	17,260
3. 経済事業資産	881,234	901,037	(2) リース債務	5,653	3,957
(1) 受取手形	7,325	7,405	(3) 資産除去債務	33,029	33,425
(2) 経済事業未収金	163,353	212,531	(4) その他の負債	98,281	95,764
(3) 経済受託債権	308,015	262,167	6. 諸引当金	536,537	424,394
(4) 棚卸資産	362,785	383,222	(1) 賞与引当金	33,600	32,372
購買品	362,689	383,105	(2) 退職給付引当金	478,918	363,617
その他の棚卸資産	96	117	(3) 役員退職慰労引当金	24,019	28,405
(5) その他の経済事業資産	48,660	46,492	負債の部合計	65,183,685	66,036,164
(6) 貸倒引当金	△ 8,904	△ 10,780	1. 組合員資本	3,692,572	3,842,284
4. 雑資産	43,549	47,214	(1) 出資金	1,001,316	998,815
5. 固定資産	2,130,957	2,113,781	(2) 回転出資金	5,171	2,665
(1) 有形固定資産	2,126,941	2,111,583	(3) 資本準備金	16,642	16,642
建物	3,585,400	3,599,557	(4) 利益剰余金	2,669,878	2,824,963
機械装置	1,429,385	1,521,993	利益準備金	750,000	760,000
土地	662,857	665,975	その他利益準備金	1,919,878	2,064,963
リース資産	8,076	8,076	肥料協同購入積立金	1,566	1,566
その他の有形固定資産	825,108	827,393	税効果調整積立金	146,423	112,248
減価償却累計額	△ 4,383,885	△ 4,511,411	施設整備積立金	300,000	300,000
(2) 無形固定資産	4,016	2,198	リスク管理積立金	360,492	495,492
6. 外部出資	3,629,684	3,627,747	生産安定対策等積立金	25,146	25,146
(1) 外部出資	3,664,964	3,664,965	特別積立金	924,465	924,465
系統出資	3,489,747	3,489,747	当期末処分剰余金	161,786	206,046
系統外出資	86,317	86,318	(うち当期剰余金)	(20,015)	(163,629)
子会社出資	88,900	88,900	(5) 処分未済持分	△ 435	△ 801
(2) 外部出資等損失引当金	△ 35,280	△ 37,218	2. 評価・換算差額等	118,804	110,510
7. 繰延税金資産	101,133	70,120	(1) その他有価証券評価差額金	118,804	110,510
資産の部合計	68,995,061	69,988,958	純資産の部合計	3,811,376	3,952,794
			負債及び純資産の部合計	68,995,061	69,988,958

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事業総利益	1,613,150	1,587,009	(11)加工・利用事業収益	458,010	441,496
(1)信用事業収益	568,739	560,086	(12)加工・利用事業費用	254,427	267,056
資金運用収益	550,143	541,645	うち貸倒引当金繰入額	(一)	(1)
うち預金利息	(351,349)	(329,419)	うち貸倒引当金戻入益	(△38)	(一)
うち有価証券利息	(65,930)	(68,868)	加工・利用事業総利益	203,583	174,440
うち貸出金利息	(126,886)	(119,268)	(13)介護保険・福祉事業収益	129,061	122,991
うちその他受入利息	(5,978)	(24,090)	(14)介護保険・福祉事業費用	29,681	26,224
役務取引等収益	14,605	14,600	介護保険・福祉事業総利益	99,380	96,767
その他事業直接利益	—	4	(15)その他事業収益	33,417	40,733
その他経常収益	3,991	3,837	(16)その他事業費用	20,754	21,496
(2)信用事業費用	107,054	87,219	うち貸倒引当金繰入額	(一)	(41)
資金調達費用	47,837	45,202	うち貸倒引当金戻入益	(△1)	(一)
うち貯金利息	(43,833)	(42,044)	その他事業総利益	12,663	19,237
うち給付補填備金繰入	(3,221)	(2,493)	(17)指導事業収入	37,624	36,534
うち借入金利息	(744)	(620)	(18)指導事業支出	88,759	89,682
うちその他支払利息	(39)	(45)	指導事業収支差額	△ 51,135	△ 53,148
役務取引等費用	3,223	3,312	2. 事業管理費	1,420,744	1,399,089
その他経常費用	55,994	38,705	(1)人件費	997,476	992,887
うち貸倒引当金繰入額	(5,222)	(一)	(2)業務費	110,960	111,060
うち貸倒引当金戻入益	(一)	(△16,510)	(3)諸税負担金	43,321	39,940
信用事業総利益	461,685	472,867	(4)施設費	261,840	248,769
(3)共済事業収益	303,189	295,173	(5)その他事業管理費	7,147	6,433
共済付加収入	287,180	280,025	事業利益	192,406	187,920
共済貸付金利息	735	626	3. 事業外収益	66,513	72,974
その他の収益	15,274	14,522	(1)受取雑利息	452	310
(4)共済事業費用	13,335	11,660	(2)受取出資配当金	22,812	43,303
共済借入金利息	735	626	(3)賃貸料	5,722	6,100
共済推進費	3,629	2,418	(4)フレッサ賃貸料	22,917	20,964
共済保全費	5,929	5,925	(5)雑収入	14,610	2,297
その他の費用	3,042	2,691	4. 事業外費用	37,601	27,471
うち貸倒引当金戻入益	(一)	(△1)	(1)支払雑利息	6,496	6,027
共済事業総利益	289,854	283,513	(2)寄付金	83	83
(5)購買事業収益	3,143,512	3,425,406	(3)外部出資等損失引当金繰入	1,933	1,938
購買品供給高	2,988,947	3,273,053	(4)フレッサ賃貸費用	20,622	18,904
修理サービス料	91,770	93,168	(4)雑損失	8,467	519
その他の収益	62,795	59,185	経常利益	221,318	233,423
(6)購買事業費用	2,662,506	2,957,570	5. 特別利益	1,836	165,072
購買品供給原価	2,603,004	2,892,583	(1)固定資産処分益	336	375
購買品供給費	479	—	(2)一般補助金	1,500	164,697
その他の費用	59,023	64,987	6. 特別損失	131,925	174,595
うち貸倒引当金繰入額	(一)	(1,729)	(1)固定資産処分損	6,917	9,898
うち貸倒引当金戻入益	(△1,537)	(一)	(2)固定資産圧縮損	1,500	164,697
購買事業総利益	481,006	467,836	(3)減損損失	123,508	—
(7)販売事業収益	97,343	99,559	税引前当期利益	91,229	223,900
販売手数料	81,635	84,342	法人税・住民税及び事業税	60,636	26,096
その他の収益	15,708	15,217	法人税等調整額	10,578	34,175
(8)販売事業費用	16,095	10,798	法人税等合計	71,214	60,271
その他の費用	16,095	10,798	当期剰余金	20,015	163,629
うち貸倒引当金繰入額	(83)	(107)	当期首繰越剰余金	7,685	8,242
販売事業総利益	81,248	88,761	税効果調整積立金取崩額	10,578	34,175
(9)農業倉庫事業収益	36,641	37,771	リスク管理積立金取崩額	123,508	—
(10)農業倉庫事業費用	1,775	1,035	当期末処分剰余金	161,786	206,046
うち貸倒引当金繰入額	(4)	(一)			
うち貸倒引当金戻入益	(一)	(△2)			
農業倉庫事業総利益	34,866	36,736			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	91,229	223,900	その他の資産の純増減	7,806	6,049
減価償却費	202,458	190,791	その他の負債の純増減	△ 8,956	6,891
減損損失	123,508	—	未払消費税等の増減額	△ 17,353	△ 17,545
貸倒引当金の増加額	3,733	△ 14,635	信用事業資金運用による収入	572,394	551,544
賞与引当金の増加額	△ 272	△ 1,228	信用事業資金調達による支出	△ 66,398	△ 56,813
退職給付引当金の増加額	△ 52,934	△ 115,301	共済貸付金利息による収入	875	730
その他引当金等の増加額	661	6,324	共済借入金利息による支出	△ 875	△ 730
信用事業資金運用収益	△ 560,393	△ 552,166	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 5,118	△ 4,942
信用事業資金調達費用	47,837	45,202	小 計	△ 5,435,218	△ 1,470,169
共済貸付金利息	△ 735	△ 626	雑利息及び出資配当金の受取額	23,175	43,541
共済借入金利息	735	626	雑利息の支払額	△ 6,723	△ 6,163
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 23,264	△ 43,613	法人税等の支払額	△ 30,157	△ 62,876
支払雑利息	6,496	6,027	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,448,923	△ 1,495,667
有価証券関係損益	10,250	10,521	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益	△ 336	△ 375	有価証券の取得による支出	△ 904,998	△ 695,292
その他固定資産関係損益	1,665	3,249	有価証券の売却による収入	—	△ 104,795
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の償還による収入	335,002	119,006
貸出金の純増減	170,094	84,053	補助金等の受入れによる収入	1,500	164,697
預金の純増減	△ 7,200,000	△ 2,800,000	固定資産の取得による支出	△ 73,476	△ 338,822
貯金の純増減	1,319,847	944,794	固定資産の売却による収入	3,692	△ 989
信用事業借入金の純増減	△ 14,473	△ 9,731	外部出資による支出	△ 385,000	△ 1
その他の信用事業資産の純増減	△ 1,937	△ 944	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,023,280	△ 856,196
その他の信用事業負債の純増減	13,722	8,788	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入れによる収入	—	60,000
共済貸付金の純増減	3,895	2,535	設備借入金の返済による支出	△ 30,922	△ 69,496
共済借入金の純増減	△ 3,595	△ 2,535	出資の増額による収入	63	635
共済資金の純増減	△ 4,272	21,054	出資の払戻しによる支出	△ 3,399	△ 3,136
未経過共済付加収入の純増減	△ 7,203	△ 7,339	回転出資金の払戻しによる支出	△ 2,675	△ 2,506
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の譲渡による収入	435	801
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 12,309	△ 49,258	持分の取得による支出	△ 435	△ 801
経済受託債権の純増減	360,578	45,848	出資配当金の支払額	△ 3,614	△ 3,603
棚卸資産の純増減	△ 20,970	△ 20,437	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,547	△ 18,106
支払手形及び経済事業未払金の純増減	45,232	86,188	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 6,512,750	△ 2,369,969
経済受託債務の純増減	△ 416,840	△ 17,065	5. 現金及び現金同等物の期首残高	10,000,494	3,487,744
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	3,487,744	1,117,775

注記表

(平成24年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記**(1) 資産の評価基準及び評価方法****①有価証券（株式形態の外部出資を含む）**

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産 … 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法**①有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、少額減価償却資産（30万円未満）については、即時償却方法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準**①貸倒引当金**

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接

減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

①借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度(平成20年4月1日以後開始する事業年度)開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行っています。なお、会計基準適用初年度以降に取引を開始したもので、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

（５）消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

（６）決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「０」で表示しています。

（７）会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用から控除しています。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,102,638千円（うち当期圧縮記帳額 1,500千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,326,900千円
構築物	228,300千円
機械装置	1,424,881千円
車輛運搬具	5,156千円
工具器具備品	97,609千円
土地	2,284千円
リース投資資産	17,508千円（うち当期圧縮記帳額 1,500千円）

（２）リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ＡＴＭ機及びＬＰガスメーター（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供されている資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証票の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務は10,570千円です。

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行うJAに要求される注記

①貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は117,241千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,241千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	120千円
②子会社との取引による費用総額	1,002千円
うち事業取引高	1,002千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
フレッサ店	店舗として賃貸	土地	

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている自動車燃料センター、セルフＳＳを基本にグルーピングし、賃貸資産についてはフレッサ、施設単位でグルーピングしております。また、本所、地区センター、農業関連施設、介護事業施設等、一般資産、賃貸資産以外の資産については、他のキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、ＪＡ全体の共用資産と認識しております。

フレッサ店については、賃貸先の変更をしましたが、土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（123,508千円）として特別損失に計上しました。

なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は不動産鑑定士の評価により算定しています。

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,776千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

(平成24年度)

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	50,654,695	50,569,578	△85,117
有価証券			
満期保有目的の債券	1,004,107	1,057,733	53,626
その他有価証券	4,948,904	4,948,904	—
貸出金	5,160,050		
貸倒引当金	△87,497		
貸倒引当金控除後	5,072,553	5,197,571	125,018
資産計	61,680,259	61,773,786	93,527
貯 金	63,207,162	63,131,359	△75,803
負債計	63,207,162	63,131,359	△75,803

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金11,176千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(平成24年度)

ii) 有価証券

株式は、取引所の価格によっており債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,964
外部出資損失等引当金	△35,280
外部出資損失等引当金控除後	3,629,684

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(平成24年度)

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	50,654,695					
有価証券						
満期保有目的の債券					100,000	900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	113,000	609,000	809,300		600,000	2,603,000
貸 出 金	1,083,129	375,279	342,060	292,138	236,432	2,818,455
合 計	51,850,824	984,279	1,151,360	292,138	936,432	6,321,455

※貸出金のうち、当座貸越312,916千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,381千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	51,289,401	5,799,459	5,463,836	309,046	324,745	20,675

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りである。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	704,683	733,453	28,770
	地方債	299,424	324,280	24,856
合 計		1,004,107	1,057,733	53,626

(平成24年度)

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国 債	3,185,968	3,289,865	103,897
	地方債	1,299,019	1,353,008	53,989
	政府保証債	299,823	306,031	6,208
合 計		4,784,810	4,948,904	164,094

上記の評価差額から繰延税金負債45,290千円を差し引いた額118,804千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

VI. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

①退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,365,983千円
イ. 年金資産の額	887,065千円
（うち確定給付企業年金（規約型）制度	877,461千円）
（うち農協職員退職給付金制度	9,604千円）
ウ. 退職給付引当金の額（アーイ）	478,918千円

②退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	47,066千円
-------------	----------

(平成24年度)

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金12,761千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は199,085千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	21,686千円
賞与引当金損金算入限度超過額	9,845千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	133,841千円
外部出資等損失引当金	9,737千円
資産除去債務	9,116千円
減損損失	34,088千円
その他	20,264千円
繰延税金資産小計	238,577千円
評価性引当額	△90,113千円
繰延税金資産合計(A)	148,464千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	45,290千円
資産除去債務(固定資産増加分)	2,041千円
繰延税金負債合計(B)	47,331千円
繰延税金資産(負債)の純額(A)－(B)	101,133千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%
事業分量配当	△1.7%
住民税均等割等	2.9%
評価性引当額の増減	42.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.1%

VIII. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

IX. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 885,000千円が含まれています。

注記表

(平成25年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、少額減価償却資産（30万円未満）については、租税特別措置法に基づき即時償却を行っています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

①借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度(平成20年4月1日以後開始する事業年度)開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理により行っています。なお、会計基準適用初年度以降に取引を開始したもので、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

（５）消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（６）決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「０」で表示しています。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（１）減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が7,209千円減少し、事業利益、経常利益及び税引き前当期利益がそれぞれ同額増加しています。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,267,335千円（うち当期圧縮記帳額164,697千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652千円	
構築物	228,300千円	
機械装置	1,621,826千円	（うち当期圧縮記帳額 164,697千円）
車両運搬具	5,156千円	
工具器具備品	97,609千円	
土地	2,284千円	
リース投資資産	17,508千円	

（２）リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ＡＴＭ機及びＬＰガスメーター（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証票の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務は10,869千円です。

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行うJAに要求される注記

①貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は722千円、延滞債権額は86,516千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,260千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,498千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	120千円
②子会社との取引による費用総額	1,002千円
うち事業取引高	1,002千円

V. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めると

ともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が298千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(平成25年度)

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	51,092,110	51,024,437	△ 67,673
有価証券			
満期保有目的の債券	1,198,268	1,256,839	58,571
その他有価証券	5,413,848	5,413,848	—
貸出金	5,073,464		
貸倒引当金	△ 70,987		
貸倒引当金控除後	5,002,477	5,112,791	110,314
資 産 計	62,706,703	62,807,915	101,212
貯 金	64,151,956	64,092,907	△ 59,049
負 債 計	64,151,956	64,092,907	△ 59,049

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金8,643千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(平成25年度)

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,965
外部出資損失等引当金	△ 37,218
外部出資損失等引当金控除後	3,627,747

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	51,092,110	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	100,000	—	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	609,000	809,300	—	600,000	500,000	2,703,000
貸 出 金	983,115	377,482	328,376	266,700	203,904	2,904,522
合 計	52,684,225	1,186,782	328,376	966,700	703,904	6,707,522

※貸出金のうち、当座貸越298,183千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等722千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	51,416,404	5,733,080	5,579,359	299,070	1,042,411	81,632

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(平成25年度)

Ⅵ. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	898,754	935,403	36,649
	地方債	299,514	321,436	21,922
合 計		1,198,268	1,256,839	58,571

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	3,761,901	3,875,505	113,604
	地方債	1,199,343	1,236,433	37,090
	政府保証債	299,966	301,910	1,944
合 計		5,261,210	5,413,848	152,638

上記の評価差額から繰延税金負債42,128千円を差し引いた額100,510千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	売却額	売却益
債 券	3,008	4
国 債	3,008	4
合 計	3,008	4

Ⅶ. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

(平成25年度)

①退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,233,509千円
イ. 年金資産の額	869,892千円
（うち確定給付企業年金（規約型）制度	824,780千円）
（うち特定退職共済制度	45,112千円）
ウ. 退職給付引当金の額（アーイ）	363,617千円

②退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	50,972千円
-------------	----------

（２）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金12,682千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は195,343千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,642千円
賞与引当金	9,485千円
退職給付引当金	101,080千円
外部出資等損失引当金	10,272千円
資産除去債務	9,225千円
減損損失	34,088千円
その他	20,030千円
繰延税金資産小計	201,822千円
評価性引当額	△88,221千円
繰延税金資産合計（Ａ）	113,601千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	42,128千円
資産除去債務（固定資産増加分）	1,353千円
繰延税金負債合計（Ｂ）	43,481千円
繰延税金資産（負債）の純額（Ａ）－（Ｂ）	70,120千円

(平成25年度)

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	29.3%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.7%
事業分量配当	△0.7%
住民税均等割等	1.2%
法人税特別控除	△1.5%
評価性引当額の増減	△1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.9%

Ⅸ. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における資金範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、および通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	24年度	25年度
1. 当期未処分剰余金	161,786	206,046
(1) 繰越剰余金	7,685	8,242
(2) 当期剰余金	20,015	163,629
(3) 目的積立金目的取崩額	134,086	34,175
2. 剰余金処分別	153,545	194,081
(1) 利益準備金	10,000	35,000
(2) 任意積立金	135,000	150,000
うちリスク管理積立金	(135,000)	(150,000)
(3) 出資配当金	3,603	3,590
うち普通出資に対する配当金	(3,602)	(3,590)
(4) 事業分量配当金	4,942	5,491
3. 繰越剰余金	8,241	11,964

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成24年度 0.36% 平成25年度 0.36%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成24年度

米出荷量60Kg当たり8円の割合、肥料供給高1,000円当たり8円の割合、農薬供給高1,000円当たり8円の割合

平成25年度

米出荷量60Kg当たり8円の割合、肥料供給高1,000円当たり8円の割合、農薬供給高1,000円当たり8円の割合

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図るため	農協・全農各段階で積み立てるものとし総額63億円を目標とし、このうち当農協の積立目標額は1,565,940円とする。	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、価格上昇相当額を取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の額を限度とする。	繰延税金資産の回収された年度において回収相当額を取り崩す。
施設整備積立金	農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び整備・修繕・運営等に係る経費負担に備えるため	積立金の目標額は、6億円とする。	農業関連施設並びに生活関連施設の取得・再取得及び修繕を行った場合、減価償却費または整備費・修繕費及び運営費等で多額の経費を要したときに取り崩す。
リスク管理積立金	有価証券運用のリスク負担と貸出金等(経済事業未収金含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付引当金の引当、米の直売に係るリスク、事務リスク等、その他農協経営に与える重大なリスクに備えるため	有価証券、貸出金等(経済事業未収金含む)、固定資産、外部出資等の期末帳簿価格の80/1000以内	有価証券売却損・評価損が生じたとき、自己査定時に貸出金(経済事業未収金含む)及び外部出資等を償却・引当したとき、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付債務に係る外部積立の減損により重大な影響が生じたとき、米の直売にかかる損失が生じたとき、事務リスク等に損失が生じたとき、その他農協経営に与える重大な損失が生じたときに相当額を取り崩す。
生産安定対策等積立金	今後の米穀の安定生産において一般主食用米と加工用米の適正かつ均衡ある生産・販売・流通システム構築に係る安定生産確保に備え、JA経営の健全性を確保するため	63,099,613円とする。	単年度毎の生産安定対策に係る相当額を取り崩す。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成24年度 5,000千円 平成25年度 9,000千円

6. 部門別損益計算書
(24年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,816,589	568,739	303,189	1,922,564	1,998,685	23,412	
事業費用	②	3,203,439	107,054	13,335	1,378,719	1,643,871	60,460	
事業総利益 (①－②)	③	1,613,150	461,685	289,854	543,845	354,814	△ 37,048	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	1,420,744	319,534	194,754	425,314	411,828	69,314	
(うち人件費)	⑤	(183,748)	(8,252)	(4,803)	(135,454)	(32,544)	(2,695)	
	⑥	(997,476)	(221,551)	(168,453)	(227,911)	(318,914)	(60,647)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		54,564	28,958	74,382	50,410	5,456	△ 213,770
(うち人件費)	⑧		(3,935)	(2,089)	(5,365)	(3,636)	(393)	(△ 15,418)
	⑨		(31,293)	(16,608)	(42,660)	(28,911)	(3,129)	(△ 122,601)
事業利益 (③－④)	⑩	192,406	142,151	95,100	118,531	△ 57,014	△ 106,362	
事業外収益	⑪	66,513	26,253	8,157	19,784	11,308	1,011	
うち共通分	⑫		10,107	5,364	13,779	9,336	1,011	△ 39,597
事業外費用	⑬	37,601	7,939	4,214	17,319	7,335	794	
うち共通分	⑭		7,939	4,214	10,823	7,335	794	△ 31,105
経常利益 (⑩＋⑪－⑬)	⑮	221,318	160,465	99,043	120,996	△ 53,041	△ 106,145	
特別利益	⑯	1,836	—	—	1,624	212	—	
うち共通分	⑰		—	—	—	—	—	—
特別損失	⑱	131,925	31,525	16,731	44,514	36,003	3,152	
うち共通分	⑲		31,525	16,731	42,976	29,124	3,152	△ 123,508
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱)	⑳	91,229	128,940	82,312	78,106	△ 88,832	△ 109,297	
営農指導事業分配賦額	㉑		—	—	109,297	—	△ 109,297	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑－㉑)	㉒	91,229	128,940	82,312	△ 31,191	△ 88,832		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均値
(2) 営農指導事業 農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位: %)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25.52	13.55	34.80	23.58	2.55	100.00
営農指導事業			100.00			100.00

(25年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,059,749	560,086	295,173	1,990,338	2,191,904	22,248	
事業費用	②	3,472,740	87,219	11,660	1,457,438	1,853,140	63,283	
事業総利益 (①-②)	③	1,587,009	472,867	283,513	532,900	338,764	△ 41,035	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	1,399,089	317,508	181,779	417,637	419,091	63,074	
(うち人件費)	⑤	(173,390)	(9,413)	(5,108)	(122,236)	(34,289)	(2,344)	
	⑥	(992,887)	(211,756)	(158,773)	(240,340)	(326,877)	(55,141)	
うち共通管理費	⑦		18,403	9,307	23,461	15,190	1,787	△ 68,148
(うち減価償却費)	⑧		(4,680)	(2,368)	(5,961)	(3,859)	(454)	(△ 17,322)
(うち人件費)	⑨		(42,619)	(21,554)	(54,333)	(35,177)	(4,138)	(△ 157,821)
事業利益 (③-④)	⑩	187,920	155,359	101,734	115,263	△ 80,327	△ 104,109	
事業外収益	⑪	72,974	37,860	12,503	13,463	8,377	771	
うち共通分	⑫		7,945	4,018	10,128	6,558	771	△ 29,420
事業外費用	⑬	27,471	5,791	2,929	13,410	4,779	562	
うち共通分	⑭		5,791	2,929	7,383	4,779	562	△ 21,444
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	233,423	187,428	111,308	115,316	△ 76,729	△ 103,900	
特別利益	⑯	165,072	—	—	164,697	375	—	
うち共通分	⑰		—	—	—	—	—	—
特別損失	⑱	174,595	—	—	174,448	147	—	
うち共通分	⑲	—	—	—	—	—	—	—
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	223,900	187,428	111,308	105,565	△ 76,501	△ 103,900	
営農指導事業分配賦額	㉑		—	—	103,900	—	△ 103,900	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑-㉑)	㉒	223,900	187,428	111,308	1,665	△ 76,501		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
(2) 営農指導事業 農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27.00	13.66	34.43	22.29	2.62	100.00
営農指導事業			100.00			100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 26 年 6 月 25 日

福光農業協同組合

代表理事組合長

齊 田 一 隆 

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項 目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経 常 収 益	4,801	4,879	4,648	4,817	5,060
信 用 事 業 収 益	759	649	592	569	560
共 済 事 業 収 益	309	301	298	303	295
農 業 関 連 事 業 収 益	1,927	1,903	1,843	1,946	1,967
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,806	2,026	1,915	1,999	2,238
経 常 利 益	111	104	130	221	233
当 期 剰 余 金	19	52	72	20	164
出 資 金	1,009	1,008	1,004	1,001	999
(出 資 口 数)	(1,008,632)	(1,007,949)	(1,004,439)	(1,001,316)	(998,815)
純 資 産 額	3,666	3,701	3,773	3,811	3,953
総 資 産 額	67,589	67,742	68,125	68,995	69,989
貯 金 等 残 高	61,706	61,738	61,887	63,207	64,152
貸 出 金 残 高	5,425	5,533	5,319	5,149	5,065
有 価 証 券 残 高	3,220	3,528	5,349	5,953	6,612
剰 余 金 配 当 金 額	6	24	9	9	9
出 資 配 当 額	4	4	4	4	4
事 業 利 用 分 量 配 当 額	2	20	5	5	5
職 員 数	212	212	197	200	201
単 体 自 己 資 本 比 率	15.98%	16.14%	16.72%	16.90%	17.65%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

2. 利益総括表

(単位:百万円)

項 目	24年度	25年度	増 減
資 金 運 用 収 支	502	496	△ 6
役 務 取 引 等 収 支	11	11	0
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 52	△ 35	17
信 用 事 業 粗 利 益	462	473	11
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.75%	0.76%	0.01%
事 業 粗 利 益	1,613	1,587	△ 26
(事 業 粗 利 益 率)	2.34%	2.30%	△0.04%

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

項 目	24年度			25年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	60,963	544	0.89%	60,972	517	0.85%
う ち 預 金	50,158	351	0.70%	49,615	329	0.66%
う ち 有 価 証 券	5,527	66	1.19%	6,175	69	1.12%
う ち 貸 出 金	5,278	127	2.40%	5,182	119	2.30%
資 金 調 達 勘 定	62,693	48	0.08%	62,640	46	0.07%
うち貯金・定期積金	62,632	47	0.08%	62,592	45	0.07%
う ち 借 入 金	61	1	1.22%	48	1	1.29%
総 資 金 利 ざ や	—		0.39%	—		0.39%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	24年度増減額	25年度増減額
受 取 利 息	△ 23	△ 26
う ち 預 金	△ 19	△ 22
う ち 有 価 証 券	7	3
う ち 貸 出 金	△ 11	△ 7
支 払 利 息	△ 15	△ 3
うち貯金・定期積金	△ 15	△ 3
う ち 譲 渡 性 貯 金	0	0
う ち 借 入 金	0	0
差 引	△ 8	△ 23

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

種 類	24年度		25年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	14,261	22.7%	14,459	23.1%	198
定 期 性 貯 金	48,371	77.3%	48,133	76.9%	△ 238
そ の 他 の 貯 金	—	0.0%	—	0.0%	0
計	62,632	100.0%	62,592	100.0%	△ 40
譲 渡 性 貯 金	—	0.0%	—	0.0%	0
合 計	62,632	100.0%	62,592	100.0%	△ 40

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円)

種 類	24年度		25年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	47,053	100.0%	47,902	100.0%	849
うち 固 定 金 利 定 期	47,035	100.0%	47,884	100.0%	849
うち 変 動 金 利 定 期	18	0.0%	18	0.0%	0

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
手 形 貸 付	63	68	5
証 書 貸 付	4,861	4,793	△ 68
当 座 貸 越	354	320	△ 34
合 計	5,278	5,182	△ 96

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	24年度		25年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	3,426	66.5%	3,390	66.9%	△ 36
変 動 金 利 貸 出	1,723	33.5%	1,675	33.1%	△ 48
合 計	5,149	100.0%	5,065	100.0%	△ 84

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	413	383	△ 30
不 動 産	138	150	12
そ の 他 担 保 物	145	123	△ 22
小 計	696	656	△ 40
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2,376	2,515	139
そ の 他 保 証	10	10	0
小 計	2,386	2,525	139
信 用	2,067	1,884	△ 183
合 計	5,149	5,065	△ 84

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
不 動 産	3	3	0
合 計	3	3	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	24年度		25年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	3,383	65.7%	3,434	67.8%	51
運 転 資 金	1,766	34.3%	1,631	32.2%	△ 135
合 計	5,149	100.0%	5,065	100.0%	△ 84

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	24年度		25年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	302	5.9%	309	6.1%	7
林 業	7	0.1%	5	0.1%	△ 2
水 産 業	0	0.0%	0	0.0%	0
製 造 業	117	2.3%	148	2.9%	31
鉱 業	131	2.5%	116	2.3%	△ 15
建 設 ・ 不 動 産 業	354	6.9%	464	9.2%	110
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	76	1.5%	71	1.4%	△ 5
運 輸 ・ 通 信 業	20	0.4%	53	1.0%	33
金 融 ・ 保 険 業	889	17.3%	903	17.8%	14
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	121	2.3%	145	2.9%	24
地 方 公 共 団 体	949	18.4%	866	17.1%	△ 83
そ の 他	2,183	42.4%	1,985	39.2%	△ 198
合 計	5,149	100.0%	5,065	100.0%	△ 84

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
農 業	381	353	△ 28
穀 作	138	161	23
果 樹 ・ 樹 園 農 業	45	35	△ 10
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	23	19	△ 4
そ の 他 農 業	175	138	△ 37
合 計	381	353	△ 28

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	171	161	△ 10
農 業 制 度 資 金	210	192	△ 18
農 業 近 代 化 資 金	75	88	13
そ の 他 制 度 資 金	135	104	△ 31
合 計	381	353	△ 28

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	24年度	25年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	—	1	1
延 滞 債 権 額	117	86	△ 31
3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	—	1	1
合 計	117	88	△ 29

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33	7	2	24	33
危 険 債 権	54	16	7	31	54
要 管 理 債 権	1	1	—	—	1
小 計	88	24	9	55	88
正 常 債 権	5,007				
合 計	5,095				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:千円又は百万円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)
破綻先	1	破産更生債権及び これらに準ずる債権 33	破綻先債権 1
実質破綻先	35		延滞債権 86
破綻懸念先	60	危険債権 54	
要 注 意 先	要管理先 2	要管理債権 1	3ヵ月以上延滞債権 —
	その他要注意先 81		貸出条件緩和債権 1
正常先	4,245	正常債権 5,007	
その他	848		

信用事業以外の与信を含めた債権額を自己査定における債務者区分ごとにそれぞれ記載すること。

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	24年度					25年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17	16	—	17	16	16	16	—	16	16
個別貸倒引当金	65	71	—	65	71	71	55	—	71	55
合 計	82	87	—	82	87	87	71	—	87	71

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	24年度	25年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		24年度		25年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	7,745	55,942	8,196	54,554
	金 額	9,005	12,914	9,212	13,657
代金取立為替	件 数	0	128	1	122
	金 額	0	21	1	27
雑 為 替	件 数	225	635	139	631
	金 額	25	630	23	701
合 計	件 数	7,970	56,705	8,336	55,307
	金 額	9,030	13,565	9,236	14,385

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
国 債	3,483	4,360	877
地 方 債	1,630	1,515	△ 115
政 府 保 証 債	300	300	0
金 融 債	115	0	△ 115
合 計	5,527	6,175	647

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
24年度								
国 債	13	217	603	604	2,398	—	—	3,835
地 方 債	99	898	99	499	—	—	—	1,595
政 府 保 証 債	—	298	—	—	—	—	—	298
25年度								
国 債	108	109	1,104	902	2,437	—	—	4,660
地 方 債	900	—	99	499	—	—	—	1,498
政 府 保 証 債	300	—	—	—	—	—	—	300

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位:百万円)

保 有 区 分	24年度			25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満 期 保 有 目 的	1,004	1,058	54	1,198	1,257	59
そ の 他	4,785	4,949	164	5,261	5,414	153
合 計	5,789	6,007	218	6,459	6,671	212

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。

3. 売買目的有価証券は保有しておりません。

4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。

5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類		24年度		25年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命 総合 共済	終身共済	4,011,888	67,466,256	3,487,596	64,937,152
	定期生命共済	8,000	500,500	22,000	498,100
	養老生命共済	1,277,191	33,938,540	1,220,634	31,081,718
	うちこども共済	144,000	4,346,323	131,800	4,351,923
	医療共済	75,000	782,550	184,500	832,500
	がん共済	1,500	172,000	0	156,500
	定期医療共済	—	441,900	—	403,600
	介護共済	—	—	47,715	47,715
建 物 更 生 共 済	年金共済	—	214,500	—	200,500
	建物更生共済	5,060,110	86,665,116	3,800,320	85,237,679
合 計		10,433,690	190,181,362	8,762,764	183,395,464

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

種 類		24年度		25年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		2,760	11,664	2,568	14,245
がん共済		236	1,955	201	2,015
定期医療共済		5	1,008	13	924
合 計		3,002	14,627	2,782	17,184

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類		24年度		25年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前		21,505	443,507	21,889	433,458
年金開始後		—	272,368	—	270,739
合 計		21,505	715,875	21,889	704,197

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(4) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類		24年度		25年度	
		金額	掛金	金額	掛金
火災共済		21,694,220	18,037	22,537,370	18,828
自動車共済			197,254		209,500
傷害共済		32,633,300	7,152	18,413,800	7,467
定額定期生命共済		12,000	107	12,000	107
賠償責任共済			336		322
自賠責共済			31,080		36,306
合 計			253,966		272,530

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		24年度	25年度
生産資材	肥料	268,113	310,253
	農薬	278,375	272,757
	農機具	365,871	408,494
	飼料	102,269	116,360
	生産雑資材	118,898	110,927
	計	1,133,526	1,218,791
生活物資	米	27,815	26,844
	食料品	47,114	47,755
	酒・塩・タバコ	37,822	37,579
	衣料品・装飾品	74,152	71,462
	日用品	28,666	28,008
	燃料	13,379	13,625
	油類	986,696	1,001,558
	自動車	332,739	348,794
	その他耐久資材	299,139	471,761
	商品券他	7,899	6,876
	計	1,855,421	2,054,262
合 計		2,988,947	3,273,053

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		24年度	25年度
農産物	米	2,074,202	1,868,482
	麦	23,917	16,409
	豆・雑穀	182,498	167,148
	野菜	28,386	29,581
	花卉	1,279	1,860
	植物油	4,946	510
	計	2,315,228	2,083,990
畜産物	生乳	37,939	40,508
	牛	45,669	57,426
	計	83,608	97,934
合 計		2,398,836	2,181,924

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		24年度	25年度
収入	賦課金	5,677	5,652
	指導事業補助金	15,132	11,160
	実費収入	16,815	19,722
	計	37,624	36,534
支出	営農改善費	57,266	60,027
	生活文化事業費	20,404	19,585
	教育情報費	9,007	8,801
	長期計画研究費	2,082	1,269
	計	88,759	89,682
差 引		△ 51,135	△ 53,148

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項 目	24年度	25年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.32	0.34	0.02
資 本 経 常 利 益 率	5.82	6.03	0.21
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.03	0.24	0.21
資 本 当 期 純 利 益 率	0.53	4.23	3.70

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		24年度	25年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.15	7.90	△ 0.25
	期 中 平 均	8.43	8.28	△ 0.15
貯 証 率	期 末	9.42	10.09	0.67
	期 中 平 均	8.82	9.87	1.05

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項	目	24年度	25年度
基本的項目	(A)	3,684,027	3,833,202
	出資金	1,001,316	998,815
	回転出資金	5,171	2,665
	再評価積立金	—	—
	資本準備金	16,642	16,642
	利益準備金	750,000	760,000
	任意積立金	1,758,091	1,858,916
	次期繰越剰余金	153,241	196,964
	処分未済持分	△ 435	△ 801
	その他有価証券の評価差損	—	—
補完的項目	(B)	17,828	17,125
	土地の再評価差額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	17,828	17,125
	負債性資本調達手段等	—	—
	補完的項目不算入額	—	—
自己資本総額	(C) = (A) + (B)	3,701,856	3,850,328
控除項目	(D)	—	—
自己資本額	(E) = (C) - (D)	3,701,856	3,850,328
リスク・アセット等計	(F)	21,897,040	21,809,388
	資産(オン・バランス)項目	18,785,118	18,746,598
	オフ・バランス取引等項目	2,871	2,871
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,109,050	3,059,918
基本的項目比率	(A) / (F)	16.82%	17.57%
自己資本比率	(E) / (F)	16.90%	17.65%

- (注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 平成20年度から平成26年3月30日までの期間における自己資本比率の算出には、その他有価証券評価差損を基本的項目から控除しないことから、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)を記載しています。
4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

		24年度			25年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,907	0	0	4,679	0	0
	我が国の地方公共団体向け	2,529	0	0	2,349	0	0
	地方公共団体金融機構向け	101	0	0	101	0	0
	我が国の政府関係機関向け	200	0	0	200	0	0
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,571	11,038	442	52,003	11,124	445
	法人等向け	167	24	1	139	24	1
	中小企業等向け及び個人向け	319	110	4	289	96	4
	抵当権付住宅ローン	40	13	1	68	24	1
	不動産取得等事業向け	3	3	0	2	2	0
	三月以上延滞等	24	7	0	16	0	0
	信用保証協会等保証付	2,364	229	9	2,507	243	10
	共済約款貸付	24	0	0	21	0	0
	出資等	3,665	3,630	145	3,665	3,628	145
	複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
	証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	4,049	3,734	149	3,916	3,608	144
合 計		68,963	18,788	752	69,955	18,749	750
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		3,109	124	3,060	122		
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		21,897	876	21,809	872		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			24年度				25年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		120	120	—	—	111	111	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業		45	45	—	—	45	45	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業		200	—	200	—	200	—	200	—
	金 融 ・ 保 険 業		105	—	101	—	107	—	101	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		85	85	—	—	60	60	—	—
	日本国政府・地方公共団体		6,420	910	5,510	—	7,015	833	6,182	—
	上 記 以 外		55,328	996	—	—	55,783	1,015	—	5
	個 人		3,066	3,036	—	24	3,064	3,040	—	11
そ の 他			3,594	—	—	—	3,570	—	—	—
業 種 別 残 高 計			68,963	5,192	5,811	24	69,955	5,104	6,483	16
残存期間別	1 年 以 下		51,282	502	113		52,117	408	611	
	1 年 超 3 年 以 下		1,626	203	1,422		1,010	198	812	
	3 年 超 5 年 以 下		1,271	535	736		1,704	456	1,248	
	5 年 超 7 年 以 下		1,606	476	1,131		1,870	460	1,409	
	7 年 超 1 0 年 以 下		2,652	243	2,409		2,676	274	2,403	
	1 0 年 超		2,981	2,981	—		3,002	3,002	—	
	期 限 の 定 め の な い も の		7,545	252	—		7,576	306	—	
残 存 期 間 別 合 計			68,963	5,192	5,811		69,955	5,104	6,483	

(注) 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

6. 前年度数値との乖離は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成22年3月末に顧客データの業種コード(その他(未設定)から該当業種へ)の修正を行ったことによるものです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	24年度					25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	18	18	—	18	18	18	17	—	18	17
個 別 貸 倒 引 当 金	108	81	—	75	114	114	67	—	79	102

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			24年度					25年度					
			個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他				
法 人	農 業		—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外		41	9	—	8	42	—	42	13	—	7	48
個 人			67	72	—	67	72	—	72	53	—	72	53
業 種 別 計			108	81	—	75	114	—	114	67	—	79	102

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		24年度			25年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	7,398	7,398	—	7,949	7,949
	リスク・ウェイト 10%	—	2,292	2,292	—	2,431	2,431
	リスク・ウェイト 20%	—	50,670	50,670	—	51,114	51,114
	リスク・ウェイト 35%	—	39	39	—	68	68
	リスク・ウェイト 50%	—	28	28	—	16	16
	リスク・ウェイト 75%	—	164	164	—	144	144
	リスク・ウェイト 100%	—	8,368	8,368	—	8,233	8,233
	リスク・ウェイト 150%	—	4	4	—	0	0
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
計		—	68,963	68,963	—	69,955	69,955

(注) 「格付あり」にはエクスポートジャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートジャーのリスク・

ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAー又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	24年度		25年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	101	—	101
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	200
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	33	—	43	—
中小企業等向け及び個人向け	11	9	7	9
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	1	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	54	1	53	1
合計	99	311	103	311

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	24年度		25年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	3,665	3,665	3,665	3,665
合 計	3,665	3,665	3,665	3,665

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

24年度			25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時(ただし0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。

- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

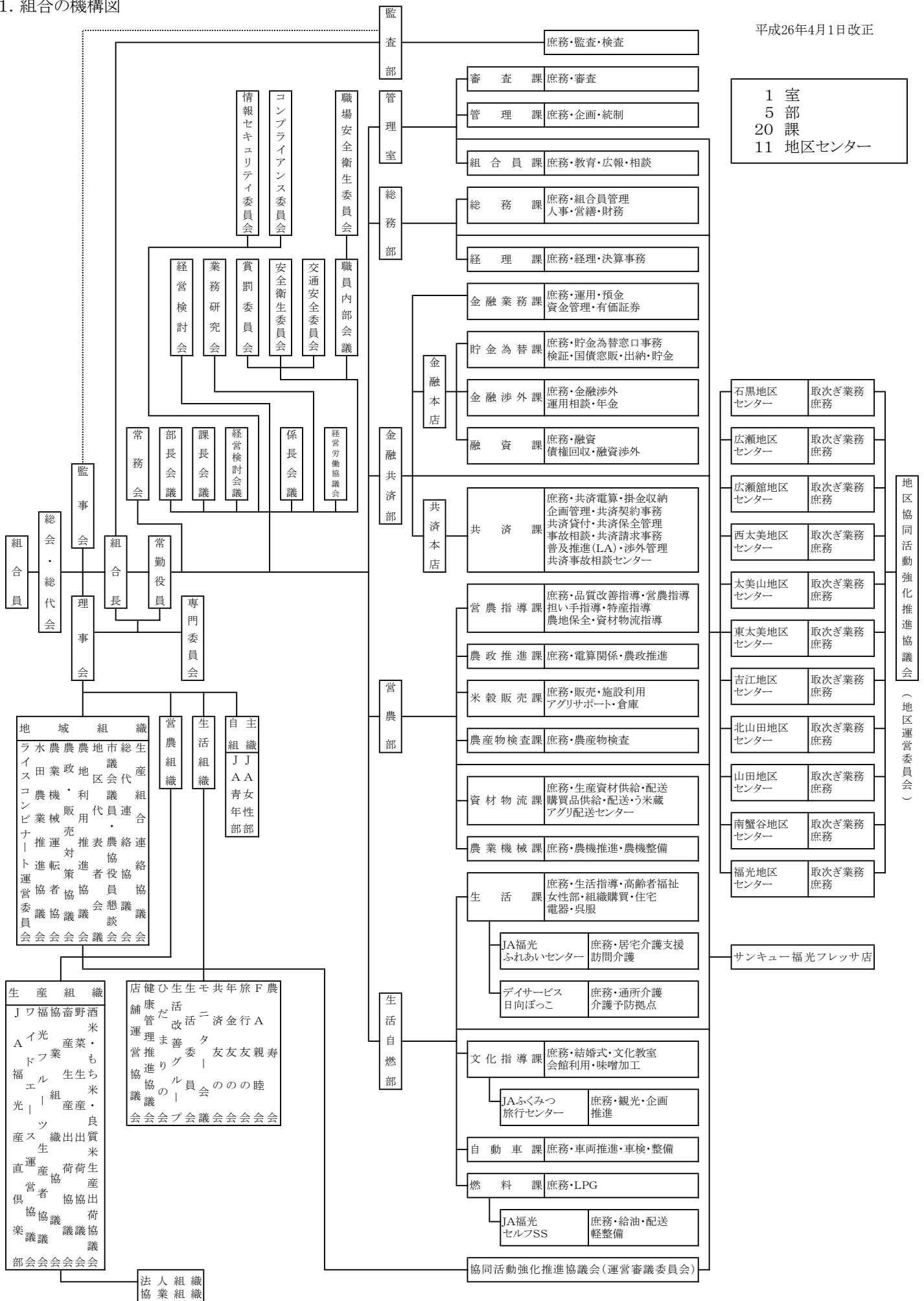
(単位:百万円)

	24年度	25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 171	△ 126

【 J A の概要】

1. 組合の機構図

平成26年4月1日改正



2. 役員一覧

(平成26年2月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	齋 田 一 除	理 事	吉 田 光 春
専 務 理 事	中 村 三 郎	理 事	山 崎 弘
常 務 理 事	齊 藤 勇 一	理 事	加 藤 善 躬
理 事	川 合 久 仁	理 事	池 田 豊 一
理 事	水 口 健	理 事	水 口 良 春
理 事	石 崎 耕 三	理 事	高 瀬 行 雄
理 事	高 田 正	理 事	影 近 博 明
理 事	西 村 信 二	理 事	北 島 茂
理 事	森 田 憲 二	代表・常勤監事(員外)	置 田 正 俊
理 事	中 川 栄	監 事	山 田 稔
理 事	中 川 賢 一	監 事	辻 清 秀
理 事	辻 野 篤	監 事	庵 昭 義
理 事	山 田 良 誠		

3. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	24年度	25年度	増 減
正 組 合 員	3,783	3,898	115
個 人	3,770	3,883	113
法 人	13	15	2
准 組 合 員	1,728	1,759	31
個 人	1,528	1,561	33
法 人	0	0	0
そ の 他 団 体	200	198	△ 2
合 計	5,511	5,657	146

4. 組合員組織の状況

	組 織 名	構成員数	備 考
生産組織	酒米生産出荷協議会	235名	1協議会 11地区センター
	もち米生産出荷協議会	77名	1協議会 10地区センター
	良質米生産出荷協議会	698名	11生産組合長
	野菜生産出荷協議会	81名	1協議会 かぶ きゅうり ブロッコリー アスパラ 甘藷 キャベツ 唐辛子
	畜産生産出荷協議会	3名	1協議会 肉牛 酪農
	協業組織協議会	47組織	
	福光フルーツ生産者協会	14名	りんご ぶどう 甘柿
	ワイドエース運営協議会	22名	1協議会 11地区センター委員会
生活組織	FA親睦会	80名	
	農寿会	128名	
	年金友の会	2, 921名	1協議会 11地区
	共済友の会	607名	1協議会 11地区
	旅行友の会	11組織	
	生活モニター会議	22名	
	ひだまりの会	158名	協力会員117名 賛助会員28名 利用会員13名
	グループ・サークル	189名	各支部 21グループ
	健康管理推進委員会	16名	1協議会 11地区
	生活委員会	16名	本部委員会 11支部委員会
自主組織	マイカー倶楽部	2, 053名	
	JA女性部	862名	1本部 11支部
	JA青年部	436名	1本部 11支部
地区組織	生産組合連絡協議会	119名	11地区センター
	農地利用推進協議会	339名	11地区センター
	農政・販売対策協議会	1, 117名	1協議会
	農業機械運転者協会	264名	1協議会
	水田農業推進協議会	63名	1協議会
	ライスコンビナート運営委員会	36名	1協議会 11地区センター
	総代協議会	530名	11地区
	地区代表者会議	11名	年1回
営農組織	法人組織	13組織	8地区センター
	協業組織	62組織	10地区センター

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

6. 地区一覧

南砺市(平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る)

7. 店舗等のご案内

(平成26年2月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本所	南砺市荒木5318	52-1335	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木5318	52-1331	2台
金融共済部 共済本店	南砺市荒木5318	52-1332	
共済事故相談センター	南砺市荒木990	52-3451	
生活自燃部 生活課	南砺市荒木5318	52-2841	
デイサービス日向ぼっこ(通所介護)	南砺市福光1192	52-3939	
ふれあいセンター(居宅介護支援・訪問介護)	南砺市福光1192	52-8585	
旅行センター(文化指導課)	南砺市荒木5318	52-8181	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神240	52-8530	
う米蔵	南砺市天神241	52-7171	1台
農業機械センター	南砺市天神225	52-6616	
生活自燃部 燃料課・自動車課	南砺市荒木990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部770	52-4170	1台
石黒地区センター	南砺市福光7302	52-2333	
広瀬地区センター	南砺市福光1165	52-2233	
広瀬館地区センター	南砺市祖谷30	52-1040	
西太美地区センター	南砺市才川七241	55-1316	
太美山地区センター	南砺市嫁兼197-1	55-1216	
東太美地区センター	南砺市土生新349	52-2424	
吉江地区センター	南砺市吉江中669-1	52-1212	
北山田地区センター	南砺市宗守356	52-0116	
山田地区センター	南砺市大塚63	52-1113	
南蟹谷地区センター	南砺市砂子谷1390	58-1011	
福光地区センター	南砺市福光6722	52-1123	1台
店舗外ATM設置店	福光行政センター前		1台
	サンキューフレッサ		1台

法定開示（組合単体）項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	82
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	83
○ 事務所の名称及び所在地	85
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	84
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	17～28
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	60
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	60
・経常利益又は経常損失	60
・当期剰余金又は当期損失金	60
・出資金及び出資口数	60
・純資産額	60
・総資産額	60
・貯金等残高	60
・貸出金残高	60
・有価証券残高	60
・単体自己資本比率	60
・剰余金の配当の金額	60
・職員数	60
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	61～71
◇ 主要な業務の状況を示す指標	61・71
・事業粗利益及び事業粗利益率	61
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	61
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	61
・受取利息及び支払利息の増減	61
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	71
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	71
◇ 貯金に関する指標	62
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	62
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	62
◇ 貸出金等に関する指標	62～64・71
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	62
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	62
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	63
・使途別の貸出金残高	63
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	63
・主要な農業関係の貸出実績	64
・貯貸率の期末値及び期中平均値	71
◇ 有価証券に関する指標	67～68・71
・商品有価証券の種類別の平均残高	67
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	68
・有価証券の種類別の平均残高	67
・貯証率の期末値及び期中平均残高	71

法定開示（組合単体）項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	8～9
○ 法令遵守の体制	9～10
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10～11
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	30～32・56
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	65
・破綻先債権に該当する貸出金	65
・延滞債権に該当する貸出金	65
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	65
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	65
○ 自己資本の充実の状況	72～80
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	68
・有価証券	68
・金銭の信託	68
・デリバティブ取引	68
・金融等デリバティブ取引	68
・有価証券店頭デリバティブ取引	68
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	67
○ 貸出金償却の額	67